

勝浦町 子育て ガイドブック

平成30年度版

もくじ

子育てスケジュール……………	(折込)
妊娠がわかったら……………	P. 1
赤ちゃんが生まれたら……………	P. 2
赤ちゃんの健康について……………	P. 4
医療機関一覧……………	P. 6
子育て支援事業……………	P. 8
障がいがある子どもの支援……………	P. 10
ひとり親家庭の支援……………	P. 12
子どもに関する手当・助成のまとめ……………	P. 14
勝浦町立小・中学校入学について……………	P. 15
小・中学校の就学援助について……………	P. 17
勝浦町立小・中学校一覧……………	P. 19
その他の助成制度・子育て相談……………	P. 20
勝浦町子育て支援マップ……………	P. 22

妊娠がわかったら

妊娠届の提出
母子健康手帳の交付

問い合わせ：福祉課 TEL：42-1502
IP 電話：050-3438-7148

妊娠と診断されたら、妊娠届を出しましょう。出産予定日と妊娠週数を確認のうえ、印鑑を持って福祉課にお越しください。母子健康手帳を交付します。

必要なもの 印鑑、個人番号カードもしくは通知カード、本人確認書類（運転免許証等）

届け先 福祉課

妊婦一般健康診査受診票の交付

問い合わせ：福祉課 TEL：42-1502
IP 電話：050-3438-7148

母子健康手帳と同時にお渡しする、妊婦健診の受診票です。（全 14 枚）

多胎妊娠の方は、妊娠 18 週、妊娠 22 週頃に受診する超音波検査受診票を追加で 2 枚お渡しします。

※次のような場合は福祉課までお問い合わせください。

- ♥勝浦町に住民登録がある方で、里帰りなどで県外で妊婦健診を受診される場合
- ♥住所の異動がある方

保健師による妊婦訪問

問い合わせ：福祉課 TEL：42-1502
IP 電話：050-3438-7148

妊娠中の不安や悩みを保健師に相談してみませんか？お宅に伺い、解決方法を一緒に考えます。お電話お待ちしております。

ママへのお願い

♥たばこ・お酒の害から赤ちゃんを守りましょう

妊娠中の喫煙は、切迫早産、前期破水、常位胎盤早期剥離を起こりやすくし、胎児の発育に悪影響を与えます。妊婦や赤ちゃんのそばでの喫煙は乳幼児突然死症候群（SIDS）と関係することが知られています。妊婦自体の禁煙はもちろんのこと、お父さんなど周囲の人も、妊婦や赤ちゃんのそばで喫煙してはいけません。

出産後に喫煙を再開してしまうお母さんもいます。出産後もお母さん自身やお子さんのために、たばこは控えましょう。

また、アルコールも胎児の発育（特に脳）に悪影響を与えます。妊娠中は、全期間を通じて飲酒をやめましょう。出産後も授乳中は飲酒を控えましょう。

赤ちゃんが生まれたら

●各種手続き

出生の届出と住民登録

問い合わせ：住民課 TEL：42-1501
IP 電話：050-3438-7148

生まれた日を含めて 14 日以内に届出してください。

必要なもの 出生証明書、母子健康手帳、印鑑

届け先 住民課

健康保険加入の手続き

保護者が加入している保険にお子さんを加入する手続きをしてください。

- ♥徳島県勝浦町国民健康保険に加入の場合 税務課で手続きをしてください。
- ♥社会保険に加入の場合 お勤め先に確認してください。（会社を通じて申請）

出産祝金

問い合わせ：福祉課 TEL：42-1502
IP 電話：050-3438-7148

申請者（新生児の母）が出産の日に勝浦町に住民登録があり、かつ申請者及び新生児が出産の日から 6 か月以上本町に居住する意思がある場合、申請により 30,000～100,000 円（口座振込）が支給されます。その他の条件もありますので窓口で受給対象かどうか確認してください。

必要なもの 受給者名義の銀行等口座がわかるもの、印鑑

申請先 福祉課

出産育児一時金制度

社会保険や国民健康保険の被保険者又は被扶養者の方が出産した場合、子ども 1 人につき 42 万円が受け取れる制度です。ただし、「産科医療補償制度」の対象にならない出産は 40 万 4,000 円となります。出産育児一時金の請求と受け取りを、妊婦に代わって医療機関が行う「直接支払制度」を利用するか、加入している医療保険に直接請求するか選択できます。

子どもはぐくみ医療費の助成の申請 お問い合わせ：福祉課 TEL：42-1502
IP 電話：050-3438-7148

勝浦町では、子どもが医療機関で受診する際、健康保険証と町が発行する子どもはぐくみ医療受給者証を提示することで、注）自己負担なく受診することができます。

注）7歳以上の子どもの場合は1レセプト600円の自己負担が必要となります。

対象者 勝浦町に在住する0歳～18歳に達した年度末までのお子さん
※婚姻している方や、一定以上所得のあるおさんは対象外となります。

必要なもの お子さんの健康保険証、印鑑、
お子さんと生計を維持する保護者のマイナンバー、及び本人確認書類
※その他、状況により別途書類が必要となる場合があります。詳しくは、福祉課にお問い合わせください。

助成の範囲 保険診療による自己負担額を助成します。保険適用外（健康診査、予防接種、差額室料、液剤の容器代等）は助成されません。入院時食事療養費（7歳まで）や県外医療機関での保険診療分については申請により払い戻しが受けられます。
※払い戻しには領収書、印鑑、受給者名義の銀行等口座がわかるものが必要です。

申請先 福祉課

※注意：加入医療保険の変更や転居したとき等、その他変更があった場合は、変更手続きをお願いします。
また、転出時には証を返却し、転出先で新たに申請をしてください。

児童手当 お問い合わせ：福祉課 TEL：42-1502
IP 電話：050-3438-7148

0歳～15歳に達した年度末まで（中学校修了まで）の子どもを養育している方に支給されますが、申請（認定請求書の提出）が必要です。申請はお子さんが生まれた日、または転出予定日（異動日）の翌日から15日以内です。

※原則、申請した月の翌月分からの支給になりますが、出生日や転出予定日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給されます。申請が遅れると、原則遅れた月の分の手当てが受けられなくなりますので、ご注意ください。

支給月額

3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円（※第3子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円
所得制限以上の方	一律5,000円

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

支給時期 原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれ前月分までの手当が支給されます。尚、支給の開始は申請日の翌月からです。
（例）7月に申請すると、8～9月分が10月に受け取れます。

必要なもの 印鑑、請求者（受給者）名義の銀行等口座がわかるもの、及び健康保険被保険者証または年金加入証明（ただし、厚生年金などの被用者年金に加入されている方）、請求者（受給者）及び配偶者のマイナンバー、請求者（受給者）の本人確認書類

※その他、状況により添付書類の必要な場合があります。詳しくは、福祉課にお問い合わせください。

申請先 福祉課

※注意：公務員の方は勤務先に申請してください。

赤ちゃんの健康について

新生児訪問（こんにちは赤ちゃん事業） 問い合わせ：福祉課 TEL：42-1502
IP 電話：050-3438-7148

赤ちゃんが生まれたご家庭に保健師が訪問します。育児のこと、産後の身体や授乳のこと、何でもご相談ください。赤ちゃんの体重測定や予防接種の説明等も行います。

新生児聴覚検査受診票の交付 問い合わせ：福祉課 TEL：42-1502
IP 電話：050-3438-7148

生まれてくる赤ちゃんの 1,000 人に 1～2 人に聴覚障がいがあるといわれています。早期に聴覚障がいを発見し、適切な支援が行われれば、聴覚障がいによる影響が最小限に抑えられ、コミュニケーションや言語の発達が促進され、社会参加が容易になります。

出生したすべての赤ちゃんが聴覚検査を受けられるように、助成を行っています。県内委託医療機関において、無料で聴覚検査が受けられます。ただし、助成を行うのは生後 1 か月以内に受けた初回検査のみで、生後 1 か月以降に受けた場合や再検査及び精密検査以降に係る費用についての助成はありません。

新生児聴覚検査受診票を母子健康手帳交付時にお渡しします。（1 枚）

※勝浦町に住民登録がある方で、里帰り等で県外で新生児聴覚検査を受診される場合や、住所の異動がある場合は福祉課までお問い合わせください。

乳児一般健康診査受診票の交付 お問い合わせ：住民課 TEL：42-1501
IP 電話：050-3438-7148

県内委託医療機関において、無料で乳児健診が受けられます。お子さんの 1 歳のお誕生日までにお使いください。全 2 枚。（住民課窓口）

※勝浦町に住民登録がある方で、里帰り等で県外で乳児一般健診を受診される場合や、住所の異動がある場合は福祉課までお問い合わせください。

乳児健診・乳児相談 問い合わせ：福祉課 TEL：42-1502
IP 電話：050-3438-7148

主に生後 2 か月から 7 か月までのお子さんを対象に月 1 回、小児科医による診察や保健師による身体測定・乳児相談を実施しています。また、股関節脱臼検診、離乳食講習会など、月によって内容が異なります。

詳細の日程については広報かつうらをご確認ください。

1 歳児・1 歳 6 か月・2 歳児・3 歳児健診について 問い合わせ：福祉課 TEL：42-1502
IP 電話：050-3438-7148

お子さんの身体や心の発達、発育状況を確認し、健やかな成長発達、健康の保持増進をはかるために実施しています。お子さんの発育の様子がわかる大切な機会です。ぜひ受けましょう。1 歳 6 か月健診及び 3 歳児健診については対象のお子さんに個人通知しています。

また、育児の悩みや心配事があれば、お気軽に保健師にご相談ください。

健診の日程と対象児については折り込み別紙（子育てスケジュール）をご確認ください。

予防接種名	対象者		接種回数
B型肝炎	1歳に至るまでの間にある方		3回
Hib感染症	生後2ヵ月から生後60ヵ月（5歳）に至るまでの間にある方 ※接種開始時の月齢によって接種回数は違います。		4回
小児肺炎球菌感染症			
BCG	1歳に至るまでの間にある方		1回
四種混合	生後3ヵ月から生後90ヵ月（7歳半）に至るまでの間にある方		4回
水痘 （水ぼうそう）	生後12ヵ月から生後36ヵ月に至るまでの間にある方		2回
MR （麻しん風しん混合）	第1期	生後12ヵ月から生後24ヵ月に至るまでの間にある方	1回
	第2期	年長児童（小学校就学前の1年間）	1回
日本脳炎	第1期	生後6ヵ月から生後90ヵ月に至るまでの間にある方 （3歳になったら通知しています）	3回
	第2期	9歳以上13歳未満の方	1回
	特例対象者 （第1期、2期）	平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの方 （期限は第1期、2期ともに20歳まで） ※個別で接種回数が異なります。母子健康手帳で確認してください。	第1期3回 第2期1回
ジフテリア・破傷風二種混合（DT）	第2期	11歳以上13歳未満の方	1回
ヒトパピローマウイルス感染症 （子宮頸がん予防ワクチン）	小学校6年生から高校1年生相当の女子 ※平成25年6月から積極的勧奨を差し控えています		3回

平成29年4月1日現在

- ・接種費用は無料です。
- ・予診票等の関係書類については、新生児訪問時にお渡ししています。
- ・転入および予診票を紛失された方は、予診票をお渡ししますので母子健康手帳をご持参の上、福祉課までおこしてください。

予防接種できる医療機関ガイド

医療機関	電話番号	IP電話
国民健康保険勝浦病院 （予約受付：平日午後3時から5時の間にお電話ください。）	0885-42-2555	050-3438-7441

♥勝浦町以外（小松島市）での医療機関

桂医院	赤岩医院
寿満医院	谷医院
マスカット内科循環器科クリニック	宮本小児科
碩心館病院	ふじの小児科クリニック
南徳島クリニック	徳島赤十字病院
徳島赤十字ひのみね総合療育センター	小松島金磯病院
徳島ロイヤル病院	

予防接種は、広域医療機関で実施しています。上記以外の医療機関については福祉課にお問い合わせください。

医療機関一覧

小児救急医療体制

かかりつけの医療機関の診療時間外にお子さんが急な病気等で受診する場合、南部地区（勝浦町）は徳島赤十字病院が拠点病院として24時間365日対応しています。

徳島赤十字病院 TEL：0885-32-2555

※広報かつうらにて休日・夜間救急当番についてお知らせしています。

徳島こども救急電話相談事業

夜間の子どもの急な病気やけが等の対処方法等について、すぐに医療機関を受診した方がよいのか、様子をみても大丈夫なのか、看護師や小児科医に電話でアドバイスが受けられます。（ただし、相談はあくまでも助言であり、電話による診断・治療はできません。）

相談機関

徳島こども救急電話相談

月曜日から土曜日 ： 18時から翌朝8時まで

日曜日・祝日・年末年始：8時から翌朝8時まで（24時間対応）

携帯電話・プッシュ回線：局番なしの#8000

IP電話・ダイヤル回線 ： 088-621-2365

勝浦町の歯科医院

♥大井歯科クリニック TEL ： 0885-42-4475
IP電話 ： 050-3438-8960

♥中田歯科医院 TEL ： 0885-42-2075
FAX ： 0885-42-4346

♥福井歯科医院 TEL ： 0885-42-2338
FAX ： 0885-42-1005
フリーダイヤル ： 0120-418-551

ママが使うと安心情報

♥マタニティマークについて

妊婦さんが交通機関等を利用する際に身につけ、周囲に妊婦であることを示しやすくするためのものです。通勤や、健康診査等の通院などにお役立てください。



♥国民健康保険勝浦病院

勝浦町大字棚野字竹国 13 番地 2

TEL：0885-42-2555

IP 電話：050-3438-7441

外来診療一覧表

平成30年3月現在

診療科			月	火	水	木	金	受付時間
内科 (予約できます。 平日午後3時～5時の 間にお電話ください。)	午前	1 診	○	○	○	○	○	11時30分まで
		2 診	○	○	—	—	—	
	午後	1 診	○	○	○	○	○	4時30分まで
		2 診	—	—	—	—	—	
外科	午前		○	—	○	—	○	11時30分まで
	午後		○	○	○	○	○	4時30分まで
整形外科 (お早めの予約を)	午前		—	○	—	○	—	11時30分まで
	午後		—	—	—	—	—	
小児科	午前		—	—	—	○	—	11時30分まで
	午後		—	—	—	○	—	2時30分まで
リハビリ	午前		○	○	○	○	○	11時まで
	午後		○	○	○	○	○	4時まで

☆ 受付開始は午前7時からですが、急患の場合はこの限りではありません。

☆ 診察時間

午前9時から

※整形外科は、火曜日は午前 10 時から、木曜日は9時 30 分からです。

午後1時 30 分から

※リハビリは午後1時から

ママが使うと安心情報

♥パーキングパーミット制度について

産前7ヵ月前から産後1年有効期限として、パーキングパーミット（身体障害者用駐車場利用証）の交付を受けることができます。対象となる方が同乗している場合も利用可能です。利用できる駐車場には、ステッカーや看板等により案内表示がしてあります。



子育て支援事業

保育園入園手続きについて

問い合わせ：福祉課 TEL:42-1502

IP 電話：050-3438-7148

入園の受付

新年度の4月1日に入園希望児童の申込受付期間は、前年の12月初旬から中旬頃です。

年度途中の入園希望児童の申込は福祉課で随時受付しております。

施設名	住所	電話番号	受入年齢
勝浦みかん保育園	大字三溪字上川原28番地1	42-2246	6ヵ月～5歳児
勝浦こすもす保育園	大字中角字豊田29番地	42-3077	6ヵ月～5歳児

勝浦町子育て支援センター

TEL：0885-42-2246

(子育てサロンこあら組) 勝浦みかん保育園

IP 電話：050-3438-9653

未就園児の子育て支援を勝浦みかん保育園内で子育てサロンこあら組として行っています。

利用の仕方

○利用料：無料

○利用予約：不要

水曜日にイベントを行っています。子育て相談も行っています。

詳しくは「広報かつうら」に毎月掲載していますので、ご覧ください。

利用時間

水曜日 午前10時から午前11時30分まで(行事)

平日 午前9時30分から11時30分まで

午後1時から4時まで

育児相談

平日 午前8時30分から午後5時30分まで

(来園、電話共可)

休日

土曜日、日曜日、祝日、保育園休園日

※行事および休園日については、勝浦みかん保育園までお問い合わせください。

勝浦町子育て交流支援センター

(こどものひろば)

勝浦町大字沼江字一楽39番地

TEL：0885-44-2026

IP 電話：050-3438-9813

子育て中の親子と一緒に安心して遊べる施設です。子ども用の遊具やおもちゃも用意しています。同世代のお子さんをもつお母さん、お父さんの交流の場にもなっています。

利用の仕方

○利用料：無料

○利用予約：不要

金曜日に子育てサークル「はぐくみクラブ」でイベントを行っています。

子どもの成長で分からないことや、子育てで悩んでいることも相談できます。

詳しくは「広報かつうら」に毎月掲載していますので、ご覧ください。

利用時間

午前9時30分から午後5時まで

休館日

月曜日、水曜日、祝日、12月29日から1月3日まで

ファミリー・サポートセンター事業

子育てに応援をしてほしい人（依頼会員）と子育ての応援をしたい人（提供会員）が、会員となって一時的な子どもの預かりなどの援助活動をする組織です。

※利用するにはセンターへの会員登録（無料）が必要です。会員登録には条件があります。また、提供会員には登録講習会があります。詳しくは福祉課又は徳島ファミリー・サポートセンターへお問い合わせください。

♥援助活動の例 保育園等への送迎、登園前・降園後の子どもの預かりなど。

利用料金 月～金曜日（7：00～21：00）子ども1人あたり 1時間 700円
土・日・祝日及び年末年始並びに上記以外の時間 1時間 800円

利用者 おおむね生後6ヵ月～小学校修了まで

お問い合わせ 徳島ファミリー・サポートセンター TEL：088-611-1551
福祉課 TEL：0885-42-1502 IP電話：050-3438-7148

子育て短期支援事業

問い合わせ：福祉課 TEL:42-1502
IP電話：050-3438-7148

♥ショートステイ

児童の養育が保護者の疾病・出産・看護・事故・災害などで困難になった場合、児童を福祉施設で一時的に養育します。ただし、利用日数に限度があります。

実施施設 徳島赤十字病院

利用料 2歳未満 1日 2,360円 2歳以上 1日 1,840円
※生活保護世帯は無料
※課税状況や世帯の状況によって利用料は変わります。
また、年度により変わることがあります。

学童クラブ

保護者が共働きなどにより、放課後に小学生の保育を必要とするお子さんが集団で過ごす場を提供し、その健全な育成を図る施設です。

詳しくは、各学童クラブへお問い合わせください。

施設名	住所	電話番号
たけのこクラブ	勝浦町大字三溪字上川原13番地2	0885-42-2055
ちゃいんどクラブ	勝浦町大字中角字豊田1番地1	0885-42-3884

障がいのある子どもの支援

●心身障がい児の福祉サービス

医療・補装具

問い合わせ：福祉課 TEL：42-1502

IP 電話：050-3438-7148

♥自立支援医療（育成医療）

18 歳未満の身体障がいのある児童で、手術や治療により障がいが軽減する効果が期待できる方に対して、医療費が支給される制度です。

原則、医療費の負担額が 1 割になり、所得に応じて負担限度額が設定されます。

（所得制限あり）

※児童福祉法では、満 18 才に満たない乳児・幼児・少年を児童といいます。

♥重度心身障がい者医療費助成制度

重度の障がいのある方に対して、医療費の一部を助成する制度です。次のような方が該当します。

- ①身体障害者手帳 1 級、2 級をお持ちの方
- ②療育手帳 A ををお持ちの方
- ③重複障がいの方（身体障害者手帳 3 級、4 級かつ療育手帳 B の方）

※次のような場合制度を受けられません。

- ・本人、または療育者の所得が一定以上ある場合
- ・障がい認定が上記の等級から外れた場合

♥補装具費（購入・修理）の支給

身体障がいのある児童に対して、補装具（車いすや補聴器など）の費用を支給します。原則、自己負担分は補装具費の 1 割になります。

利用者

身体障害者手帳をお持ちの児童

障がい児の通所支援などのサービス

問い合わせ：福祉課 TEL：42-1502

IP 電話：050-3438-7148

♥児童発達支援

在宅で生活されている障がいのある、またはその疑いがある未就学児に対して、日常生活での基本動作の指導や、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの必要な支援が受けられる制度です。

♥放課後等デイサービス

学校に就学している障がいのある児童に対して、授業の終了後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練を受けられる制度です。

♥短期入所（ショートステイ）

在宅で生活している 18 歳未満の児童が何らかの理由で、家庭において一時的に介護が受けられなくなった場合、施設に短期入所し、食事や入浴、排泄等の日常生活上の支援を受けることが出来ます。

なお、所得に応じて負担限度額が設定されています。

♥移動支援事業

視覚障がい児、全身性障がい児、知的障がい児、精神障がい児で屋外での移動に困難がある住宅で生活している 18 歳未満の障がい児について、社会参加のために必要な外出の支援を受けることができます。

所得に応じて利用できるサービスの基準額の一割を負担することになります。

♥日中一時支援

在宅で生活している 18 歳未満の児童について、日中に監護出来る人がいない場合に施設などで活動の場を提供し、社会に適応するための日常訓練などの支援を受けることができます。

所得に応じて利用出来るサービスの基準額の一割を負担することになります。

障害児福祉手当

問い合わせ：福祉課 TEL：42-1502

IP 電話：050-3438-7148

おおむね 3 歳以上 20 歳未満の在宅で生活されている重度障がいがあり、常時介護が必要と政令で定められた方に対して支給される手当です。次のような障がいがある児童が該当します。

- ①重度の身体障がい
- ②重度の知的障がい（療育手帳 A1 に相当）
- ③精神障がいや内部障がい等で前記と同程度級の障がいのある方

※ただし、次のような場合は受給出来ません。

- ・本人が施設に入所している場合
- ・本人と扶養している方の所得が一定以上ある場合

2、5、8、11 月に上記の手当を 3 ヶ月まとめて本人に口座振込で支給されます。

ただし、年度によって手当額は変わります。手当月額 14,650 円（平成 30 年 4 月現在）

特別児童扶養手当

問い合わせ：福祉課 TEL：42-1502

IP 電話：050-3438-7148

身体または精神に障がいのある 20 歳未満の方を養育している父母もしくは養育者の方に対して、養育と福祉の増進を目的として支給される手当です。

月額手当 1 級 51,700 円 2 級 34,430 円

※障害等級は医師の診断書により判断されますので、障害者手帳の等級とは異なります。

※手当の月額は年度により変わることがあります。

※平成 30 年 4 月現在

※ただし、次のような場合は受給出来ません。

- ①手当を受けようとする人又は児童が日本にいない時
- ②本人が児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く）に入所している時
- ③本人が障がいを受給事由として公的年金を受け取ることができる時
- ④受給者や受給者と同居の扶養義務者の所得が一定の金額を超える時

相談窓口

問い合わせ：福祉課 TEL：42-1502

IP 電話：050-3438-7148

♥勝浦町役場（福祉課）が、福祉施設の窓口として障がいのある子どもの色々な相談に応じています。必要に応じて専門機関につながります。

ひとり親家庭の支援

児童扶養手当

申請・問い合わせ：福祉課 TEL：42-1502
IP 電話 050-3438-7148

父母の離婚等で父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している方が認定請求できます。手当は児童が18歳に達する年度末（政令で定める障がいがある児童は20歳）まで支給されます。※申請が必要です。

♥手当を受けられる方

日本国内にお住まいで、次のような児童（手当の対象となる児童）を監護している母、監護し生計を維持している父、養育している祖父母、おじ、おば、兄弟その他の方です。

♥対象となる児童

- ・父母が離婚した児童
- ・父又は母が死亡した児童
- ・父又は母が政令で定める障がいのある児童
- ・父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ・母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童 など

※児童扶養手当より月額の大きい年金を受けている方や、事実婚状態にある方は支給出来ない等、手当を受けるためには条件があります。
詳しくは福祉課へお問い合わせください。

♥手当月額（平成30年4月1日現在）

受給資格者やその扶養義務者の所得によって、手当額が変動します。

対象児童数	全部支給のとき	一部支給のとき
一人目	42,500円	42,490～10,030円
二人目	10,040円を加算	10,030～5,020を加算
三人目以降	1人につき6,020円を加算	1人につき6,010～3,010円を加算

ひとり親家庭等医療費助成制度

申請・問い合わせ：福祉課 TEL：42-1502
IP 電話：050-3438-7148

ひとり親世帯の親または子どもが入院した場合、入院医療費（保険適用分）について、自己負担分が助成されます。児童が18歳に達する年度末まで助成されます。また、父母が婚姻した時や当該者や扶養義務者の所得が一定以上になった時には助成が受けられなくなります。

※申請が必要です。

その他のサービス・貸付金等

♥ひとり親家庭等日常生活支援事業（家庭生活支援員の派遣）

一時的な病気などで介護する人がいないときや、就職活動などの自立促進に必要な事由により日常生活にお困りの時、またひとり親家庭等となって間もなく日常生活を営むのに支障が生じている間、一時的に育児や食事のお世話等をお手伝いする家庭生活支援員を派遣します。希望する場合は、登録が必要です。

※一定以上の所得がある世帯は費用負担があります。

問い合わせ

福祉課 TEL：42-1502
IP 電話：050-3438-7148

♥ひとり親家庭ホームフレンド派遣事業

ひとり親家庭の児童（小学生～18歳の年度末まで）のうち、話し相手、相談相手、遊び相手、簡単な生活指導や学習指導等を必要としている児童に対して児童訪問援助員（ホームフレンド）を派遣します。

希望する場合は、登録申請及び面談が必要です。

問い合わせ

福祉課 TEL：42-1502

IP 電話：050-3438-7148

♥母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭・父子家庭・寡婦の生活の安定と、その子どもの福祉の向上をはかるために、各種の貸付があります。

例）修学資金・技能習得資金 など

問い合わせ

福祉課 TEL：42-1502

IP 電話：050-3438-7148

♥ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

ひとり親家庭の親の自立の促進を図るため、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格を取得し、当該資格が必要な業務に従事しようとするひとり親家庭の親に対し、資金を貸し付けるものです。

問い合わせ

福祉課 TEL：42-1502

IP 電話：050-3438-7148

♥母子会（勝浦町母子寡婦福祉会）及び父子会（勝浦町父子福祉会）

「子育てと生活の担い手という二重の役割をひとりで担わなければならない」という同じ立場の人たちが集まり、励ましあって親睦と生活の向上をはかるための自主的な団体です。勝浦町に居住する母子家庭及び寡婦、または父子家庭が主体となり生活・育児・就職相談や、会員の教養を高めるための講座、研修等を開催しています。

※母子会費（年）1,000円 父子会費（年）2,000円 （平成29年度現在）

問い合わせ

勝浦町母子寡婦福祉会事務局、及び勝浦町父子福祉会事務局
（勝浦町社会福祉協議会内）

TEL：42-4652

子どもに関する手当・助成のまとめ

分類	名称	内容	問い合わせ
医療費の給付・助成	出産育児一時金	社会保険や国民健康保険の被保険者又は被扶養者の方が出産した場合、子ども1人につき42万円が受けられる制度です。ただし、「産科医療補償制度」の対象にならない出産は40万4,000円となります。出産育児一時金の請求と受け取りを、妊婦に代わって医療機関が行う「直接支払制度」を利用するか、加入している医療保険に直接請求するか選択できます。	加入の保険者
	子どもはぐくみ医療費助成	高等学校修了（18歳に達する日以降の最初の3月31日）までの子どもの医療費を保険適用範囲内において助成します。入院時の食事療養費（7歳まで）も申請することにより助成されます。	福祉課 TEL：0885-42-1502 IP電話：050-3438-7148
	重度心身障害者医療費助成	重度の身体障がい、知的障がいをお持ちの方の医療費を保険適用範囲内において助成します。	〃
	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の親または子どもが入院した場合の医療費を保険適用範囲内において助成します。	〃
	自立支援医療（育成医療）	身体の機能に障がいのある児童（18歳未満）、または放置しておく将来生活に支障をきたすおそれのある疾病にかかっている児童を対象に、手術などにより、障がいの治癒軽減図るために必要な医療を指定医療機関で受ける場合にその治療にかかった医療費の一部を助成します。	〃
	養育医療給付	出生体重が2000g以下、または身体の発達が未熟なまま生まれた赤ちゃんが、指定された医療機関に入院した場合、医療費の自己負担分を公費で負担する制度です。	〃
	小児慢性特定疾患医療給付	県内に住所のある18歳未満のお子さんで、厚生労働大臣が認める慢性疾患及び、該当疾患の状態の程度に該当する場合等、その治療にかかる入院または通院治療にかかった費用（保険適用分）の一部を公費で助成する制度です。ただし、所得に応じて一部自己負担額があります。	〃
手当	出産祝金	町内に住所を有している方が出産し、引き続き町内に居住する意思のある場合支給されます。	〃
	児童手当	中学校修了（15歳に達する日以降の最初の3月31日）までの子どもを養育する保護者に支給されます。	〃
	児童扶養手当	父母の離婚等でひとり親になった母子家庭の母、父子家庭の父、または父母のいない児童を養育する保護者に支給されます。	〃
	特別児童扶養手当	政令で定める程度の障がいをお持ちのお子さんを扶養する方に支給される手当です。	〃
	障害児福祉手当	20歳未満の在宅重度障がい児で、日常生活において常時介護を必要とする障がいのある児童に支給されます。	〃
貸付金	生活福祉資金制度	低所得者世帯・障がい者世帯・高齢者世帯等に対し、資金貸付と相談・支援を行うことにより、世帯の経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進を図ることを目的とした制度です。	〃
	母子父子寡婦福祉資金	母子家庭・父子家庭・寡婦の生活安定とその子どもの福祉の向上をはかるために、各種の貸付をおこなっています。	〃
	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	ひとり親家庭の親の自立の促進を図るため、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格を取得し、当該資格が必要な業務に従事しようとするひとり親家庭の親に対し、資金を貸し付けるものです。	〃

勝浦町立小・中学校について

●入学について

問い合わせ：勝浦町教育委員会 TEL：42-2515

IP 電話：050-3438-7148

新入学該当者とは

♥小学校 入学年の4月1日現在で満6歳となっており、かつ、勝浦町の住民基本台帳に記録されている児童

♥中学校 入学年の4月1日現在で満12歳となっており、かつ、勝浦町の住民基本台帳に記録されている児童

学校指定とは

学校教育法施行令第5条第2項に「市町村教育委員会は、町内に2校以上の学校がある場合は、どここの学校に入学するかを指定しなければならない」という規定により、あらかじめ通学区域を設定して、お住まいの住所により就学すべき学校を指定いたします。

新入学の案内と手続きとは

1月中旬に、入学通知書と了知書を送付します。入学通知書は大切に保管し、了知書は必要事項を記入の上、教育委員会に提出ください。

新入学該当者が町外から転入した場合は

12月中旬以降に転入した場合は、入学通知書交付の受付を行いますので、住民票を異動したあと、教育委員会までお越しください。

町外に転出する場合は

了知書を提出前に町外への転出が決まっている場合は、その旨を届出いただく必要がありますので、印鑑をご持参のうえ、教育委員会までお越しください。了知書を提出した後に町外への転出が決まった場合も同様に教育委員会に転出する旨を届出てください。

入学手続きは市町村によって異なりますので、転入先での入学手続きについては転入先の市町村にお問い合わせください。

就学指定学校を変更する場合は

教育委員会が指定した就学指定学校を変更することが認められる場合があります。詳しくは、教育委員会にお問い合わせください。

国立・県立・私立学校に入学する場合は

国立・県立・私立学校に入学する場合は、教育委員会へ届出ください。その際、入学許可証の写し等の確認書類と印鑑をご持参ください

●転入学について

問い合わせ：勝浦町教育委員会 TEL：42-2515
IP 電話：050-3438-7148

転入学するときは

住民課で「転入届」「転居届」を提出し、住民登録の手続きを行ったあと、教育委員会へお越しください。教育委員会で転入学通知書を発行し、保護者と転入先の学校へ通知します。転校前の学校で交付された「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を新しい学校へ持参してください。

町外へ転出するときは

通学している学校に転居を申し出て、「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」の交付を受けてください。

勝浦町住民課へ「転出届」を提出し、「転出証明書」の交付を受けてください。教育委員会での手続きは必要ありません。

転入する市町村の住民課に「転出届」を提出し、住民登録をしてください。「転入学通知書」の発行については、市町村によって発行する課が異なりますので、転入する市町村にお問い合わせください。

転校前の学校で交付された「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を新しい学校へ持参してください。

小・中学校の就学援助について

就学援助制度とは

問い合わせ：勝浦町教育委員会 TEL:42-2515

IP 電話：050-3438-7148

勝浦町では、お子さまが小・中学校へ就学するうえで、経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者の方に対して、学用品費・給食費・修学旅行費などの援助を行っています。

この制度を希望される方は、勝浦町教育委員会または各学校に「就学援助費受給申請書」がございますので、必要事項を記入・押印のうえ、該当理由を証明する書類を添付いただき、勝浦町教育委員会へ提出してください。教育委員会において審査のうえ、結果をお知らせします。

なお、この制度は毎年度申し込みが必要です。

◎対象者

勝浦町立の小中学校に在籍している児童生徒の保護者で、次の要件を満たしていると認められた方です。

なお、町外より勝浦町立の小中学校へ通学されている場合は、一部の援助費が対象外となります。対象外の援助費については、お住まいの自治体の教育委員会にご相談ください。

◎援助を受けることができる方

(1) 生活保護を受けている方

(2) 次のいずれかに該当する方

前年度又は当該年度に

- ① 生活保護が停止又は廃止されている
- ② 町民税の減免を受けている
- ③ 町民税が非課税となっている（※非課税世帯）
- ④ 国民健康保険税の減免を受けている
- ⑤ 国民年金掛金の減免を受けている

（※世帯に国民年金以外の年金対象者の方がいる場合等は、この理由での申請はできません。）

- ⑥ 児童扶養手当の支給を受けている（※児童手当ではありません）
- ⑦ 保護者の職業が不安定で、経済的に困難であると認められる

◎受給者の決定

教育委員会において資格の有無を審査し、受給の認定を行います。

年度当初に申請された場合は、6月下旬ごろ審査結果をお知らせします。年度の途中で申請を受け付けておりますので、その場合は随時結果をお知らせします。

◎申請の受付時期

認定	学 年	申請受付時期	認定月日(援助開始日)
当初認定	在学中の児童生徒	毎年 土・日を除く 4月 1日 から 4月20日 まで	4月1日
	新1年生		
追加認定	すべての学年	原則として随時受付 年度途中認定のため、援助費の減額等があることをあらかじめご了承ください。	原則 申請日の翌月1日

◎就学援助費の内容

区 分	小学校	中学校	備 考
学用品費	11,420 円	22,320 円	年額
通学用品費 (第1学年を除く)	2,230 円	2,230 円	年額
新入学児童生徒学用品費	40,600 円	47,400 円	4月1日認定の新1年生に限る
修学旅行費	実費	実費	修学旅行実施前までに認定された方 ※交通費,宿泊費,見学科等均一に負担すべき経費
校外活動費	1,570 円	2,270 円	校外活動実施前までに認定された方 ※交通費及び見学科等
学校給食費	300 円× 給食回数	330 円× 給食回数	勝浦町立小中学校の児童生徒のみ対象
医療費	特定の疾病の治療のための医療に要する経費 勝浦町立小中学校の児童生徒のみ対象		

※ 援助費の費目に係る学校徴収金等は、一度当該学校に全てお支払いください。
その後、認定者（保護者）へ支給します。

◎援助費の支給方法と時期

就学援助費の支給方法は、教育委員会が認定者（保護者）の口座へ振り込みます。
振込時期は、8月・12月・3月の年3回を予定しています。
追加認定者の場合も同時期です。（※なお援助費額は、認定月日により異なります。）

◎お願い

就学援助費の受給中に、経済状態が良くなったり、生活状態が申請時と大きく変わるなどの理由により、就学援助を受ける必要がなくなった時は、すみやかにお申し出ください。

また、受給要件を満たしていないことが判明した場合は、その支給を停止し、その認定を取消しします。また場合によっては遡って就学援助費を返還していただきますので、あらかじめご了承ください。

勝浦町立小・中学校一覧

小学校一覧

学校名	所在地	電話番号
横瀬小学校	勝浦町大字三溪字上川原13番地2	TEL : 0885-42-2009 IP電話 : 050-3438-9726
生比奈小学校	勝浦町大字中角字豊田1番地1	TEL : 0885-42-3004 IP電話 050-3438-8787

中学校一覧

学校名	所在地	電話番号
勝浦中学校	勝浦町大字久国字久保田45番地1	TEL : 0885-42-2591 IP電話 : 050-3438-7662

その他の助成制度・子育て相談

勝浦町こうのとりのり援事業（不妊治療費助成事業）について

問い合わせ：福祉課 TEL：42-1502

IP 電話：050-3438-7162

特定不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊治療のうち、体外受精又は顕微授精を対象として治療費の一部を助成する事業を実施しています。

対象者

（次の要件をすべて満たすこと）

- ・夫婦が勝浦町に1年以上住所を有すること
- ・法律上の婚姻をしている夫婦であること
- ・徳島県こうのとりのり援事業の決定を受けていること。
- ・治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること

助成額

治療費の内、徳島県から助成された額を引いた額とし、1回の治療につき10万円を限度とします。

特定不妊治療に至る過程の一環として行う「精巣又は精巣上体からの精子採取の手術」後、全てあるいは余剰の「精子・精巣組織の凍結保存」をした場合、1回の治療につき5万円を上限に、1年度あたり1回限り、上乗せ助成を行います。

徳島県不妊・不育相談室

相談内容

- ・不妊、不育の検査や治療について
 - ・各医療機関の紹介
 - ・治療における精神的、身体的な悩みなど
- 相談は予約制です。徳島県在住の方は無料です。

相談受付

電話予約のみ 毎週月曜日・木曜日 午後1時30分～5時
TEL：088-633-7227

相談日時

毎週月曜日・木曜日 午後3時～4時30分
※時間は1人30分です。

申請先

徳島大学病院内 徳島県不妊・不育相談室
〒770-8503 徳島市蔵本町2丁目50-1
徳島大学ホームページ <http://www.tokushima-hosp.jp>

「発達障がい」の相談について

近年、発達障がいのあるお子さんが増えつつあり、早期からの適切な発達支援が行われるよう関係機関と連携し、一貫した支援体制の整備や関係者の資質の向上を図るなど、お子さんの成長、発達の支援を行っています。気になることがあれば下記にご相談ください。

♥徳島県発達障がい者総合支援センター（ハナミズキ）

徳島県では、発達障がい者の日常生活（行動やコミュニケーション等）についての相談支援や発達支援、就労支援（必要に応じて公共職業安定所、地域障害者職業センター及び障がい者就業、生活支援センター等と連携）、普及啓発及び研修を行っています。

また、障がい特性とライフステージに合わせた支援を提携するため、医療、保健、福祉、教育及び労働等の各関係機関と連携を図ります。

問い合わせ

徳島県発達障がい者総合支援センター（ハナミズキ）

〒773-0015 小松島市中田町新開 2-2

TEL：0885-34-9001

勝浦町子育て支援施設マップ

勝浦町病院連絡先

国民健康保険勝浦病院

勝浦町大字棚野字竹国13番地2

TEL : 0885-42-2555
IP電話 : 050-3438-7441

勝浦町保育園・小学校連絡先

勝浦みかん保育園

勝浦町大字三溪字上川原28番地1

TEL : 0885-42-2246
IP電話 : 050-3438-9653

勝浦こすもす保育園

勝浦町大字中角字豊田29番地

TEL : 0885-42-3077
IP電話 : 050-3438-7473

横瀬小学校

勝浦町大字三溪字上川原13番地2

TEL : 0885-42-2009
IP電話 : 050-3438-9726

生比奈小学校

勝浦町大字中角字豊田1番地1

TEL : 0885-42-3004
IP電話 : 050-3438-8787

勝浦町中学校連絡先

勝浦中学校

勝浦町大字久国字久保田45番地1

TEL : 0885-42-2591
IP電話 : 050-3438-7662

勝浦町子育て交流支援センター連絡先

勝浦町子育て交流支援センター
(こどものひろば)

勝浦町大字沼江字一楽39番地

TEL : 0885-44-2026
IP電話 : 050-3438-9813

勝浦町子育てアソビガイ



勝浦町
子育て
ガイドブック

かわいい赤ちゃんが健やかに成長されますように♡